

これから  
変わる!

# 医療保険制度改革について

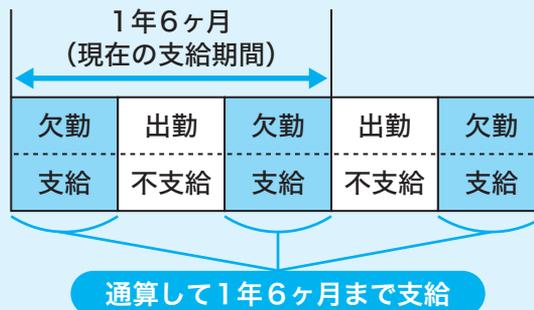
全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、医療保険制度が改正されます。2022年以降施行される、▽傷病手当金の支給期間の通算化、▽任意継続被保険者制度の見直し、▽出産育児一時金支給額の見直し—の三つの制度改革について紹介します。



2022年  
1月1日

## ① 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金は病気やケガで仕事を休んだとき、1年6ヶ月まで手当金を受けられる制度です。現在、途中で出勤した期間がある場合は出勤期間も1年6ヶ月に含まれますが、1月以降は治療と就労の両立という観点から、出勤に伴い不支給となった期間がある場合は、その分の期間は支給期間に含まず、通算して1年6ヶ月まで支給を受けられるようになります。



2022年  
1月1日

## ② 任意継続被保険者制度の見直し

任意継続被保険者制度は退職後、希望すれば健保組合に引き続き加入できる制度です。保険料計算の基礎は(1)退職前の標準報酬月額または(2)当該健保組合の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い方とされていますが、健保組合の規約により、退職前の標準報酬月額とすることも可能になりました。

また、加入期間は2年間\*ですが、本人の申請により、脱退が認められるようになりました。

\*他の健康保険等に加入した、保険料を期限までに納付しなかった、死亡した場合などは資格を喪失します。

2022年  
1月1日

## ③ 出産育児一時金支給額の見直し

2022年1月1日より健康保険法施行令の改正が行われ、出産育児一時金が2022年1月1日から40.8万円に変更となることが決まりました。またそれにあわせて産科医療補償制度も改正され、産科医療補償制度の掛金が1.6万円から1.2万円に変更されます。

改定前

出産育児一時金	40.4万円
産後医療補償制度の掛け金	1.6万円
合計	42万円

改定後

出産育児一時金	40.8万円
産後医療補償制度の掛け金	1.2万円
合計	42万円

出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計は42万円から変更はありません。

※産科医療補償制度とは、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもと家族の経済的負担を補償する制度であり、99.9%の医療機関等が加入しているものです。

※2021年10月現在、今後内容に変更がある可能性があります。